

## 【横浜家庭裁判所「本庁」に申立てをする方へ】

※横浜家庭裁判所各支部（川崎，相模原，横須賀，小田原）に，後見（保佐，補助）開始を申し立てる場合には，各支部で取扱いが異なりますので，当該支部に直接お問い合わせください。

横浜家庭裁判所「本庁」では，後見（保佐・補助）開始の申立てがされた後，別途ご連絡の上，申立人及び候補者の方から（保佐・補助の場合は本人からも）調整した日時にご事情をお伺いすることがあります。

以下，申立てに当たってご注意いただきたいことをご説明します。

### 1 提出する書類の準備

申立準備チェックシートを利用して，提出する書類（申立書一式）を確認してください（申立ての手引10ページ以降を参照してください。）。

※なお，申立ての類型（後見・保佐・補助）については，基本的に医師作成の診断書の「3 判断能力についての意見」の類型（後見・保佐・補助の別）と合致していることを前提としておりますので，必ずご確認ください（申立ての手引10ページに加え3ページも参照してください。）。

### 2 申立書一式の提出（郵送）

「後見開始・保佐・補助開始」の申立書一式のご準備が整いましたら，提出（郵送）してください（窓口では収入印紙，郵便切手の金額の確認を除き，書類の内容の確認等は致しておりませんので，できる限り郵便でのご提出をお願いします。）。

### 3 非開示希望申出について

「後見・保佐・補助開始」の申立書一式を送付いただく際には，必ず，お配りしている封筒セット内の緑色の用紙，またはホームページに掲載の「非開示希望の申出について」と題する書面をお読みください。

そのうえで，手続をご了解いただいた旨を，同じく封筒セット内またはホームページ掲載の「申立準備チェックシート」の最下部の「非開示希望情報の有無チェック欄」にチェックの上，同書面を同封して提出（郵送）してください。

---

※申立後，裁判所からご連絡させていただく場合がございますので，裁判所に提出した申立書や財産目録などの控え（コピー）をお手元に残してください。

（お問い合わせ先）  
〒231-8585  
横浜市中区寿町1-2  
横浜家庭裁判所後見受付係  
045（345）8001